

登別市中小企業地域経済振興協議会の
活動内容に関する中間報告書

平成26年12月25日

登別市中小企業地域経済振興協議会

目 次

1. はじめに

2. 報告

【1】登別市中小企業地域経済振興協議会の取組について

【2】登別市中小企業地域経済振興協議会のこれまでの取組に
ついて

【3】登別市中小企業地域経済振興協議会の今後の取組について

3. 参考資料

【1】登別市中小企業地域経済振興協議会委員名簿

【2】議事過程

【3】登別市中小企業地域経済振興基本条例

【4】登別市中小企業地域経済振興協議会運営要綱

1. はじめに

グローバル化の進展や高度情報化、少子高齢化、人口減少など、産業構造・社会情勢の急激な変化に直面し、市内経済を支えている中小企業にとっては厳しい経営状況が続いています。

将来にわたり持続的に発展が可能な市内経済を構築し、私たちの生活を向上させていくためには、これまでの地域経済の振興への取組を問い直し、地域経済に係わるすべてのものが連携し新たな成長への道筋を描くとともに、製品・サービスの提供などの活動を通じ、消費活動、税収、雇用の受け皿など多方面で重要な役割を担っている中小企業に活躍してもらうことが必要です。

そのため、中小企業の振興に関する基本理念を定め、市、中小企業者等及び市民の役割を明らかにするとともに、地域経済に関わるすべてのものが協働して、地域経済の健全な発展及び中小企業の基盤の強化を促進し、もって市民生活の向上及び地域の活性化に寄与することを目的として「登別市中小企業地域経済振興基本条例」が平成25年7月4日に施行されました。

本条例に基づき、「登別市中小企業地域経済振興協議会」が平成26年5月に設置され、本協議会には条例第7条2項に規定された「市が策定する地域経済振興に係る総合的ビジョンや中小企業振興策について広く研究し、市長へ提言する」という責務が与えられたことから、委員一人一人が条例の目的を達成するために、自らの責任と自覚のもと、将来の登別市がよりよいまちとなるようこれまで12回の協議・研究を重ねてきました。

つきましては、協議会がこれまで行ってきた活動内容を「中間報告」として、次のとおり報告します。

2. 報告

【1】登別市中小企業地域経済振興協議会の取組について

登別市中小企業地域経済振興協議会は、地域経済振興に係る総合的ビジョンや中小企業振興策についての協議・研究を行うにあたり、委員の活動期間である2年間という期間において、次のとおり取り組む。

(1) 現状認識と問題・課題について

・現状認識と問題・課題についての意見交換

意見交換によって見えてくる登別市の地域経済及び中小企業振興における問題・課題をしっかりととらえる必要があり、その問題・課題に対する一時的な対応策ではなく、抜本的な対応策を検討するため、問題・課題が生じる原因の把握に重点を置いた取組を行う。

原因の把握については、必要に応じて専門家等から助言・指導を仰ぎながら委員間で協議を行う。

(2) 将来展望について

・地域資源についての意見交換

・地域資源を活用した地域経済振興についての意見交換

・中小企業及び地域経済振興の今後の方向性についての協議

問題・課題に対する抜本的な対応策の構築に向け、把握した原因の解決策について、必要に応じて専門家等の助言・指導を仰ぎながら委員間で協議を重ね、今後における登別市の地域経済及び中小企業振興の方向性等について整理する。

(3) 地域経済振興に係る総合的なビジョンの構築について

・総合的なビジョン策定の基礎となる施策等の検討

登別市中小企業地域経済振興条例の目的を達成するために市が策定する「地域経済振興に係る総合的なビジョン」の柱となる基本的な方向性及び中小企業振興に必要な「中小企業者等」「市民」「行政」の「三者協働」による施策について協議を行う。

(4) 地域経済振興に係る総合的なビジョンに基づいた具体的な取組について

・総合的なビジョンに基づく具体的な施策展開の検討

「地域経済振興に係る総合的なビジョン」は、当市における地域経済振興及び中小企業振興に係る今後の進むべき基本的な方向性を示すものであることから、方向性に沿った具体的な取組みについては、専門部会を設置して議論を深め、効果的な施策展開について検討し、(3)で協議した内容も含めて市長へ提言する。

【2】登別市中小企業地域経済振興協議会のこれまでの取組について

(1) 登別市における各産業の現状把握

本協議会には各産業に専門的に従事している方や消費者の方など、様々な立場にある方が参画していることから、各自が持っている各産業に関する認知度や情報量には差異があるものと考え、委員間におけるそれらの底上げを図るため「登別市における各産業の現状把握」として、各産業の従事者や各種業界団体等との意見交換を行い、これまであまり携わることのなかった産業に関する現状等について理解を深めた。

(2) 登別市における各産業の問題・課題の整理

各産業の現状を把握することで、各産業が抱える問題・課題についても把握することができたことから、その洗い出しのための意見交換を行ってきた。

そして、ファシリテーターを招き、委員間の意見交換によって出てきた問題・課題に対する抜本的な対応策を検討するため、問題・課題が生じる原因の抽出までを行ったが、更に、深掘りした取組を行う。

【取組内容】

- ① 委員間協議による各産業の抱える問題・課題の中で共通する『PR』『人材』『人口減少』『少子高齢化』などのキーワードを探しグループ化した。
- ② グループ化した問題・課題の関連性について意見を交わしながらさらに整理を行い、5つのカテゴリーに分類した。

「PR不足」「人材の問題」「連携」「方向性が不明確」「雇用の場がない」

各カテゴリーにおける問題・課題の原因を探るにあたり、委員の中から「方向性が不明確」については他のカテゴリーの上位に位置づけされるものであり性質が違ふという意見があったため、別途協議することとした。

「雇用の場がない」については、他のカテゴリーを深掘りしていくことにより生じる二次的な要素という捉えで、他のカテゴリーと複合的に検討していくこととしたうえで、次のとおりまとめた。

※【市内各産業が抱える問題・課題】は、各産業特有の問題・課題として整理しているが、個々の問題・課題が【市内経済が抱える問題・課題とその原因】におけるカテゴリーに属すると考えられるものについて、【 】内にカテゴリーを記載している。

【市内各産業が抱える問題・課題】

農業

●問題・課題

- ・気候や土壌が畑作に向いていない
- ・戸数が少ない
- ・【人材】後継者の配偶者がいない
- ・法人化して事業規模を拡大させるのが難しい
- ・飼育にかかりきりになり、観光客向けの施設運営が難しい
- ・【連携】生產品の域内での活用が難しい
- ・【PR】登別牛が高価であり、認知度も低い
- ・【人材】高齢化が進んでおり、若年層が少ない

漁業

●問題・課題

- ・【連携】地元産の海産物を地元で買うことが難しい
- ・【連携】生產品の域内での活用が難しい
- ・【PR】「登別は海や食に乏しい」というイメージがある
- ・【PR】漁港まつり、登別漁港の認知度が低い
- ・【人材】高齢化や後継者不足が深刻である

工業

●問題・課題

- ・外部環境による影響から、商品の生産にかかる費用が増大している
- ・【PR】工業のイメージが薄い
- ・近隣に3次加工メーカーが少ない
- ・【人材】人材確保が難しく、特殊な技術を要するため、人材育成も時間がかかる
- ・【PR】製造している商品のPRが不足している

医療・福祉

●問題・課題

- ・サービスの質が国の制度に委ねられているため、各法人単位が努力しても質の向上につながらない
- ・福祉業界では、従業員の入れ替わりが激しく、業界自体の厳しさもある中で、魅力を伝えていくことが困難である
- ・介護保険の制度的な課題として、ヘルパーの仕事だけで一家を支えることができない

商業

●問題・課題

- ・利便性を重視した大型店に顧客が集中している
- ・消費税の転嫁がされていない
- ・最低賃金上昇により、従業員を雇えない
- ・【人材】後継者が不足し、事業を存続できない
- ・総体的な人口減少により、顧客の確保が難しい
- ・【連携】大型ショッピングセンターの存在は地元スーパーから見ても脅威である
- ・【連携】地元の商品を扱う店舗が減少している
- ・低価格・低品質を維持して魅力ある商品を扱わなければならない

観光業

●問題・課題

- ・目的であった閑散期の誘客は既に達成されている中、今後も同時期に地獄まつりを開催すべきか
- ・交通機関が外国人や高齢者にとって不便である
- ・【連携】基幹産業として他産業に好影響を及ぼしていくことを考える必要がある
- ・【人材】地域住民のホスピタリティが低い
- ・【連携】観光協会の構成が観光業関係者だけであること
- ・鬼花火が木曜日と金曜日のみの開催であり、旅行会社から見ると取り扱いにくい

【市内経済が抱える問題・課題とその原因】

PR不足

●問題・課題

- ・外貨獲得が十分ではない
- ・観光のPR不足している
- ・体験型のPR不足している
- ・観光客がまちに流れる仕組が不足している
- ・スポーツ施設が不足している
- ・グルメのPRが不足している
- ・地元産品の知名度が低い
- ・地元産品のPRが不足している
- ・一次産品の付加価値が不足している

●原因

- ・PRそのもののやり方がわからない
- ・地場産品を売る場が無い（スーパー、道の駅等）
- ・市民が登別の魅力（一次産品等）を知らない、食べていない
- ・PRに経費がかかる
- ・内向けではなく外向けの情報発信が十分ではない（HP、広報以外でも）
- ・地元の魅力等の内向けへのPRが不足している

人材の問題

●問題・課題

- ・後継者が不足している
- ・人材育成策が不足している
- ・事業者の意識が低い
- ・ホスピタリティが不足している

●原因

- ・関連業界の先行きが不安である（後を継がせられない）
- ・教育にコスト（金と時間）をかけられる余裕が無い
- ・コストに値する人材がいない（従業員の高齢化）
- ・現状に満足し、安住している
- ・利己的になりがちであり、地域や市民のことを考えていない
- ・語学を習得する教育機関が無い

連携

●問題・課題

- ・観光業が他産業に波及していない
- ・観光客の滞留策が無い
- ・大型店と地元企業の連携が不足している
- ・地域が分断し地域住民の連帯性が薄い
- ・域内循環が十分ではない
- ・連携する上で話合いの場が無い
- ・産業間の連携が不足している
- ・リーダーがいない

●原因

- ・大手の方が安く、好条件である
- ・観光業は支払いサイトが長い
- ・魚介類の安定供給ができない
- ・加工の対応ができない
- ・販路開拓の意欲が無い
- ・利己的になっている
- ・大型店と地元企業の相互理解の場が無い
- ・連携アドバイザーが不足している

方向性が不明確

●問題・課題

- ・現場の問題・課題の把握が十分ではない
- ・目標が不明確である
- ・各種データの収集と分析が十分ではない
- ・まちの方向性（柱）が見えない

※PR不足、人材の問題、連携のカテゴリーについてさらに掘り下げた協議を行うことにより、登別市が進むべき「方向性（柱）」が見えてくると思われることから本項目については別途協議する。

雇用の場がない

●問題・課題

- ・人口減少や少子高齢化により経済が縮小し、雇用機会が減少している
- ・生産年齢人口の減少により経済が縮小している
- ・雇用の場がない
- ・人口流出により経済が縮小している
- ・外へ出た若者が戻ってこない
- ・魅力ある企業がない

※PR不足、人材の問題、連携のカテゴリーにおける問題・課題の原因分析を行い、その解決に向けた具体策を検討する中において、「雇用」の問題は、各カテゴリーに共通して生じる二次的な要素と捉え、別途協議する。

【3】登別市中小企業地域経済振興協議会の今後の取組について

今後の取組としては、問題・課題が生じる原因をしっかりと把握しなければ、問題・課題に対する抜本的な対応策を検討することは困難であることから、引き続き市内経済が抱える問題・課題及びその原因について協議を進めるとともに、専門家等からの助言等をいただきながら議論を深めて行く。

そして、問題・課題とその原因を把握した段階において、登別市が有する魅力や資源を有効に活用した中小企業及び地域経済振興に向けた今後の方向性や展望を見据えての協議を行い、問題・課題に対する抜本的な対応策について検討し、将来展望の実現に向けて取組を進めて行く。

抜本的な対応策については、協議会で協議・研究を重ねてきた内容をより深掘りし、いくつかのテーマを設けて専門部会を設置するとともに、必要に応じて専門家等からの助言等をいただきながら、具体的かつ効果的な施策展開について検討を行う予定としており、平成27年12月頃までに市長への提言としてまとめられるよう協議会の取組を進めて行く。

参考資料

【1】登別市中小企業地域経済振興協議会委員名簿

会長	松	山	哲	男
副会長	斎	藤	正	史
(以下、五十音順)				
	安	達	信	喜
	安	達	陽	子
	伊	奈	綾	
	井	上	昭	人
	今	浦	日出	男
	垣	内	登紀	子
	川	田	弘	教
	鈴	木	高	士
	高	田	明	人
	近	井	一	夫
	千	葉	洋	子
	苔 ^米 地		真	一
	二	瓶	秀	幸
	沼	田	一	夫
	藤	田	康	
	松	田	毅	
	望	月	一	延
	守	屋	聡	
	吉	元	美	穂

【2】議事過程

平成26年 5月26日（月） 第1回登別市中小企業地域経済振興協議会
登別市中小企業地域経済振興基本条例の目的や基本理念等について共有した。

平成26年 6月23日（月） 中小企業憲章制定4周年記念セミナー
中小企業憲章の理念及び中小企業振興について学び、今後の協議会に活かすことを目的に参加した。

平成26年 6月26日（木） 第2回登別市中小企業地域経済振興協議会
協議会における今後の進め方についての確認を行った。

平成26年 6月27日（金） 第3回登別市中小企業地域経済振興協議会
海外在住の登別市出身者を招き、外部から見た登別市について意見交換を行った。

平成26年 7月 3日（木） 第4回登別市中小企業地域経済振興協議会
地域経済における中小企業の役割や、登別市における中小企業の現状を把握した。

平成26年 7月24日（木） 第5回登別市中小企業地域経済振興協議会
農業従事者からの説明を受け、登別市における農業の現状を把握するとともに、農業の抱える問題・課題について意見交換を行った。

平成26年 8月 7日（木） 第6回登別市中小企業地域経済振興協議会
漁業従事者からの説明を受け、登別市における漁業の現状を把握するとともに、漁業の抱える問題・課題について意見交換を行った。

平成26年 8月28日（木） 第7回登別市中小企業地域経済振興協議会
工業従事者からの説明を受け、登別市における工業の現状を把握するとともに、工業の抱える問題・課題について意見交換を行った。

平成26年 9月11日（木） 第8回登別市中小企業地域経済振興協議会
医療・福祉分野従事者からの説明を受け、経済的視点から見た登別市における医療・福祉分野の現状を把握するとともに、医療・福祉分野の抱える問題・課題について意見交換を行った。

平成26年 9月25日（木） 第9回登別市中小企業地域経済振興協議会
商業従事者からの説明を受け、登別市における商業の現状を把握するとともに、商業の抱える問題・課題について意見交換を行った。

平成26年10月16日（木） 第10回登別市中小企業地域経済振興協議会
観光業従事者からの説明を受け、登別市における観光業の現状を把握するとともに、観光業の抱える問題・課題について意見交換を行った。

平成26年10月30日（木） 第11回登別市中小企業地域経済振興協議会
金融機関関係者を招き、西胆振圏域の経済状況についての説明を受け、登別市が抱える問題・課題について意見交換を行った。

平成26年11月29日（土） 第12回登別市中小企業地域経済振興協議会
ファシリテーターを招き、委員間の意見交換によって出てきた問題・課題について整理し、問題・課題が生じる原因の抽出を行った。

【3】登別市中小企業地域経済振興基本条例

山、川、海など豊かな自然に恵まれた私たちのまち登別市は、分散する各地域の特性を生かしながら幾多の時代を超え、天与の資源である温泉を活用し全国に名だたる観光地として、また、室蘭工業圏を支える良好な生活都市として発展してきました。

しかしながら、登別市の産業経済は、グローバル化の進展や高度情報化、少子高齢化、人口の減少などによって産業構造・社会構造の急激な変化に直面しています。

将来にわたって持続的に発展が可能な地域経済を構築するためには、これまでの地域経済の振興への取組を問い直し、地域経済に関わるすべてのものが連携し新たな成長への道筋を描くことが求められています。

また、地域経済の振興を図る上では、地域の地理的、自然的、歴史的、文化的特性を踏まえ、中小企業者等による地域に根差した産業経済活動の展開が必要です。

これまで中小企業者等は、市民へ商品やサービスを提供するとともに、雇用の受け皿として、また、地域情報の発信や地域コミュニティを担う重要な一員として、社会的使命を果たしてきました。

市民生活の向上と地域の活性化を図るためには、地域経済の牽引役である中小企業の振興発展が不可欠です。

中小企業者等においては、これまで以上に自助努力と地域貢献へ向けた取組が求められることはもとより、市においても中小企業の振興に向けた積極的な取組が求められ、市民においては、消費者として安心・安全な消費生活を求め、地域社会の一員として地域経済の活性化への関わりを深めていくことが求められています。

ここに、市民生活の向上と地域の活性化のために、中小企業の振興発展を市の重要政策と位置付け、市、中小企業者等及び市民が等しく役割分担する三者協働による地域経済の健全な発展の推進に向けた基本的な理念と取組の方向性を示すため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市における地域経済の発展に果たす中小企業者等の重要性にかんがみ、中小企業の振興に関する基本理念を定め、市、中小企業者等及び市民の役割を明らかにするとともに、地域経済に関わるすべてのものが協働して、地域経済の健全な発展及び中小企業の基盤の強化を促進し、もって市民生活の向上及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定めるものであってその事務所を市内に有するものをいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業者及び事業協同組合、事業協同小組合、協同組合、企業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、社会福祉法人、医療法人、学校法人その他事務所又は事業所を市内に有し経済活動を行うものをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有するもの及び市内に勤務又は通学しているものをいう。

(基本理念)

第3条 この条例の目的を達成するため、市は、地域経済振興に係る総合的ビジョンの策定及び中小企業振興に必要な施策を講じ、中小企業者等は、経済的、社会的使命を自覚し、創意工夫及び自主的な経営の向上に努め、市民は、中小企業の振興の必要性を理解し、中小企業者等の成長発展に協力するよう努めるものとする。

- 2 市、中小企業者等及び市民は、対等な立場で連携し、及びそれぞれ適切に役割分担をする協働によって、地域経済及び中小企業の振興の推進に努めるものとする。

(市の役割及び責務)

第4条 市は、市民生活の向上及び地域の活性化を図るため、市、中小企業者等及び市民が協働する協議の場を設置するものとする。

- 2 市は、必要に応じて適切な財源措置を講じ、前項の協議の場における協議結果を反映した前条第1項の総合的ビジョンを明らかにするとともに、中小企業振興に必要な施策の策定及び実行に努めるものとする。
- 3 市は、市内における産業経済の実態を把握するためのデータを収集し、分析し、及び定期的に公表するよう努めるものとする。
- 4 市は、前条第1項の総合的ビジョン及び中小企業振興に必要な施策を定期的に検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 5 市は、市民に対し、この条例の理念を広く啓発するよう努めるものとする。

(中小企業者等の役割及び努力)

第5条 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、より豊かで住み良い地域社会の実現及び地域経済の振興発展に貢献する役割を有する。

- 2 中小企業者等は、前項の役割を自覚し、次の各号に掲げる事項に努めるも

のとする。

- (1) 自助の精神に則り、自主的な経営の向上及び社会変化に対応するため、経営の改善に取り組むこと。
- (2) 自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用環境の整備、雇用の維持及び創出並びに人材の育成に取り組むこと。
- (3) 市が行う中小企業振興に必要な施策に対して連携及び協力すること。
- (4) 地域の経済団体への積極的な加入、各種事業者間の連携及び交流を進めること。

(市民の理解及び協力)

第6条 市民は、中小企業者等が地域社会の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業者等が市内で生産し、製造し、加工し、又は販売する产品及び提供するサービスの利用等中小企業者等の成長発展に協力するよう努めるものとする。

(登別市中小企業地域経済振興協議会)

第7条 市長は、この条例の目的を達成するための協議の場として、市、中小企業者等及び市民による登別市中小企業地域経済振興協議会(以下「協議会」という。)を設置するものとする。

- 2 協議会は、第3条第1項の総合的ビジョン及び中小企業振興に必要な施策について広く研究し、及び市長に提言する。
- 3 地域経済に関わるすべてのものは、前項の提言を基に市が策定する第3条第1項の総合的ビジョン及び中小企業振興に必要な施策に対し、協働してその実効性を確保するよう努めるものとする。
- 4 協議会の組織、運営方針等は、協議会において協議し決定する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【4】登別市中小企業地域経済振興協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 登別市中小企業地域経済振興基本条例（平成25年条例第27号）第7条の規定に基づき設置する登別市中小企業地域経済振興協議会（以下「振興協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織及び委員)

第2条 振興協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 市内の中小企業の経営者又はその従業員
 - (2) 金融機関に勤務する者
 - (3) 市役所に勤務する者
 - (4) その他の機関又は団体に所属する者
 - (5) 前各号に掲げる者のいずれにも該当しない市民
- 2 振興協議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、振興協議会を代表し、会務を統理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 振興協議会の委員としての活動期間は2年間とする。ただし、活動期間の延長は妨げないものとする。

(会議等)

第3条 振興協議会は、会長が必要と認めるときに随時招集し、会長は会議の議長となる。

(運営委員会)

- 第4条 会長は、振興協議会が公正円滑に運営されるよう調整を行うため、運営委員会を設置するものとする。
- 2 運営委員会の委員は、振興協議会の委員のうちから会長が依頼する。
 - 3 運営委員会は、必要に応じ、有識者、学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

- 第5条 会長は、専門的な事項の調査又は研究のため、専門部会を設置することができる。
- 2 専門部会の委員は、次の各号に掲げるもののうちから、会長が依頼する。

- (1) 振興協議会の委員
- (2) 振興協議会の委員以外のものであって次に掲げるもの
 - ア 市内の中小企業の経営者又はその従業員
 - イ 市民
 - ウ その他会長が必要と認めた者
- 3 専門部会は、調査又は研究が終了したときは、解散する。
- 4 専門部会は、必要に応じ、有識者、学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 振興協議会の庶務は、登別市観光経済部において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、振興協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って決める。

附 則

この要綱は、平成25年12月6日から施行する。